平成２８年（フ）第１０５７号
札幌市手稲区曙12条１丁目１番７―204号
債務者　本内　良和
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０８５号
北海道北広島市大曲南ヶ丘３丁目１番地７
債務者　藤谷　伸幸
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３号
北海道空知郡奈井江町字奈井江19番地47　北町団地７棟14号
債務者　松本　卓子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
群馬県高崎市八幡町491番地２　ヴェルドミールＡ101号
債務者　廣森　　稔
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１０３号
群馬県高崎市下豊岡町814番地１　ヴィラリバーサイド101号
債務者　小泉　　勇
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６７号
千葉県銚子市本城町３丁目149番地の１　ヒロミハイツ203
債務者　白石　清孝
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第７３号
千葉県銚子市桜井町285番地、住民票上の住所千葉県銚子市桜井町120番地
債務者　田中　裕文
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８８号
静岡県沼津市大塚1121番地の４　県営原団地Ｏ―508、前住所静岡県沼津市高島町23番３―204号
債務者　滝沢　和明
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
静岡県裾野市伊豆島田12番地の１　ウィスティリア裾野301
債務者　山入　広子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第２１８号
静岡県沼津市原990番地の３　ホワイトムーン１―207
債務者　金澤　恵美（旧姓黒坂）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４２４号
大阪府大阪狭山市東池尻５丁目1302番地206号
債務者　池中公訓子（旧姓嶌津・山腋）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４２８号
大阪府河内長野市原町２丁目３番22―205号、前住所大阪府河内長野市上田町30番地の２―114号
債務者　平川　　巖
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４４８号
堺市堺区向陵中町１丁３番11号
債務者　井上　春男
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４５４号
堺市南区高倉台４丁３番４―201号
債務者　板井加奈江
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４６９号
堺市南区原山台５丁６番１―811号
債務者　佐加良洋子（旧姓都留）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４９１号
堺市南区竹城台１丁１番２―513号
債務者　中川　佳夫
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４９６号
堺市南区桃山台１丁５番11―105号
債務者　二町　智子
1　決定年月日時　平成28年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係